

2023年1月20日

原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課  
高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要  
(案)に対する科学的・技術的意見の募集担当者 様

宮城県生活協同組合連合会  
会長理事 冬木勝仁  
住所：仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5F  
電話番号：022-276-5162  
E-mail sn.m31660hk@todock.coop

### 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）への意見

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故は、天災ではなく『人災』であり、原発と人類は共存できないことを明らかにしました。

事故の起きた要因として、日本が地震列島であり、大津波の可能性があるにも関わらず安全対策が不十分だったためと考えられます。東日本大震災のような地震・津波の被害はどこの原発にも起こりえる状況です。更に、紛争時に原発が攻撃対象となり得ることをウクライナの状況がはっきりと示しており、テロなどの標的とされる危険も常に存在します。

現在提案されていることは、原発の運転期間を原則 40 年とするルールを原子力規制委員会の審査を合格した場合 1 回に限り 20 年延長できるというルールを「原子炉等規制法」から削除し、経済産業省が所管する「電気事業法」に移し、停止期間を除外できるようにする規定を盛り込むというものです。「電気事業法」に移すことにより、原子力を規制する立場の原子力規制委員会ではなく、原子力を利用する立場の経済産業省が、原発の運転期間に関する決定権をもつことになることは反対です。

老朽化した原発は、複雑な機器、配管、電気ケーブル、ポンプ、弁などの各部品や材料が、時間の経緯とともに劣化し、設計が古くなることによる構造的な欠陥が、深刻な事故を引き起こす原因となります。事業者の点検や老朽化評価には限界があります。

運転期間を原則 40 年とする規定は、2012 年の政府の説明でも、安全規制として導入されました。原子力規制委員会が、運転期間について「利用側の政策」であるとして規定の削除を容認することは、責任の放棄にほかならず、反対します。

11 年前、私たちは東日本大震災を経験し、直後福島第一原発事故が発生しました。多くの県民が慣れ親しんだ土地を離れ、地域の繋がりを絶たれました。いまだに続く福島第一原発事故後の苦しみも教訓も忘れたかのような原発回帰の方針を、容認することはできません。

また、拙速すぎる議論には問題があります。議論のプロセスでの市民参加および透明性の確保など、原子力政策について国民が検討するのに必要な情報の提供と丁寧な説明の上、国民参加で公平な議論がなされるように配慮を進めることを求めます。

そもそも、政策の策定に関して、年末年始をはさんだあわただしい時期に、4 つもの文書を同時にパブリック・コメントにかけて行うことは、民意軽視につながりかねません。本来、各地で公聴会を開催するなど、十分な国民的議論を踏まえて行うべきです。

以上